決定要旨

被審人(本店) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 (商号) 三井住友信託銀行株式会社

上記被審人に対する平成24年度(判)第7号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金8万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年8月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲 げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事 実が認められる。

平成24年6月27日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

中央三井アセット信託銀行株式会社(以下「中央三井アセット」という。)は、 平成24年4月1日に被審人との合併により消滅したもので、投資運用業を行う ことにつき内閣総理大臣の登録を受け、それぞれ、下記①ないし③の各委託者(以 下「本件各委託者」という。)との間で、本件各委託者が下記①ないし③記載の各 受託者に対してそれぞれ信託し、その各受託者がそれぞれ本件各委託者を受益者 として管理する各信託財産(以下「本件各信託財産」という。)の運用を中央三井 アセットに一任する内容を含む年金投資一任契約(以下「本件各投資一任契約」 という。)を締結していたものであるが、中央三井アセットのファンドマネージャ ーとして本件各投資一任契約に基づく本件各信託財産の運用に係る業務を担当し ていたAにおいて、平成22年6月11日午後、及び同月23日又は同月24日 の午前8時台の2回にわたり、B証券株式会社の営業員C及び営業員Dから、同 社のEが株式会社みずほフィナンシャルグループ(その発行する株式は東京証券 取引所市場第一部に上場されている。)との間の引受契約の締結の交渉に関して知 り、その後営業員C及び営業員Dがその職務に関して知った、同社の業務執行を 決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受 けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が同月25日に公表される前の 同月24日午前9時21分から同日午後2時58分までの間、本件各投資一任契 約に基づく本件各信託財産の運用として、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在 の株式会社東京証券取引所において、F証券株式会社を介し、株式会社みずほフ ィナンシャルグループの株式合計117万8600株を売付価額合計1億841 8万1825円で売り付け、もって、被審人は、法42条1項に規定する権利者 である本件各委託者の計算において、上記のとおり売り付けたとみなされるもの である。

① 委託者:G

受託者: H株式会社

② 委託者: I 株式会社及び共同委任者であるグループ会社

受託者: J 信託銀行株式会社

③ 委託者:K

受託者: J 信託銀行株式会社

2 法令の適用

法176条4項、175条1項3号、166条3項、1項5号、4号、2項1 号イ、42条1項1号、2条8項12号ロ、金融商品取引法第六章の二の規定に よる課徴金に関する内閣府令1条の21第1項1号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

イ 法175条1項3号及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の21第1項1号の規定により、(ア)運用財産の運用として当該売買が行われた月について当該売買をした者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に(イ)当該売買が行われた日から当該売買が行われた月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を(ウ)当該売買が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額。

本件では、対象となる取引は、3つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計する金額になる。

運用財産①について

(ア) 2,046,936 円× (イ) 221,184,200 円÷ (ウ) 30,739,329,803 円

= 14,729 円

運用財産②について

(ア) 13,982,402 円× (イ) 179,646,000 円÷ (ウ) 102,215,473,822 円

= 24,574 円

運用財産③について

(ア) 13,541,782 円× (イ) 308,668,800 円÷ (ウ) 95,675,864,476 円

= 43,688円

合計 14,729 円+24,574 円+43,688 円=82,991 円

ロ 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、80,000円となる。